

死亡災害の増加に対応した労働災害防止対策の 徹底について（緊急要請）

本年の全国における労働災害による死亡者数は、8月7日現在、574人（速報値）と前年同期より66人、13.0%もの大幅な増加となっています。その内容をみると、建設業における墜落・転落、陸上貨物運送業における交通事故、今夏の猛暑による熱中症、林業作業中の災害といった特定の死亡災害（以下「特定災害」という。）の増加が目立っています。

このため、厚生労働省においては、死亡災害の増加傾向に歯止めをかけるべく、9月6日、労働災害防止団体及び事業者団体（合計199団体）に対し、労働災害防止対策の徹底に係る緊急要請を行いました。

愛媛県における労働災害による死亡者数は、8月末現在、11人（速報値）と前年同期（8人）より3人増加しています。業種別にみると、建設業が3人増加の4人、陸上貨物運送業及び林業が2人増加のそれぞれ2人となっています。また、特定災害では、建設業における墜落・転落が3人増加（合計3人）、陸上貨物運送業における交通事故が1人増加（合計1人）、林業作業中の災害が2人増加（合計2人）している状況にあります。

愛媛労働局（局長 三上 明道）では、このような現状を踏まえ、建設業、陸上貨物運送業及び林業の3業種の労働災害防止団体の各支部長に対し、下記の労働災害防止対策の徹底について、緊急要請を実施しました。

記

- 1 建設業労働災害防止協会愛媛支部長あての要請事項
高さ2メートル以上の箇所で作業を行う場合には、足場を設置する等の方法により作業床を設置することにより、墜落・転落災害防止措置の徹底を図ること。
また、足場を設置する場合には、改正労働安全衛生規則及び関係通達に基づく墜落防止措置を徹底し、足場の組立て及び解体作業に当たっては、作業手順書に基づく足場の組立・解体作業はもとより、安全帯の使用等を徹底することにより、足場からの墜落・転落災害防止対策の徹底を図ること。
- 2 陸上貨物運送事業労働災害防止協会愛媛県支部長あての要請事項
運転業務従事者に対して、睡眠時間の確保に配慮し、無理のない適正な運転時間による走行計画作成、見直しを行うとともに点呼等の実施により、睡眠不足等が著しい場合には、運転業務に就かせないなどの措置について、一層の徹底を図ること。
- 3 林業・木材製造業労働災害防止協会愛媛県支部長あての要請事項
間伐作業における労働災害防止のため、リスクアセスメントの実施、新規就業者等に対する安全衛生教育の徹底を図ること。

平成22年 業種別労働災害発生状況

平成22年8月末現在
愛媛労働局

業種別	局		増減		
	22年	21年	件数	増減率	
全産業	(11) 851	(8) 814	37	4.5%	
製造業	267	(5) 279	-12	-4.3%	
製 造 業	食料品製造業	72	55	17	30.9%
	繊維工業	8	8		
	その他の繊維製品	1		1	
	木材・木製品製造業	14	16	-2	-12.5%
	家具・装備品製造業	3	2	1	50.0%
	パルプ・紙製造業	12	14	-2	-14.3%
	紙加工品製造業	17	(1) 21	-4	-19.0%
	印刷・製本業	2	3	-1	-33.3%
	化学工業	9	4	5	125.0%
	窯業土石製品製造業	8	13	-5	-38.5%
	鉄鋼業	2	2		
	非鉄金属製造業	3	2	1	50.0%
	金属製品製造業	37	(1) 43	-6	-14.0%
	一般機械器具製造業	19	(1) 27	-8	-29.6%
	電気機械器具製造業	2	8	-6	-75.0%
	輸送用機械器具製造業	34	(2) 40	-6	-15.0%
	電気・ガス・水道業				
その他の製造業	24	21	3	14.3%	
鉱業	6	5	1	20.0%	
建設業	(4) 114	(1) 106	8	7.5%	
土 木 工 事 業	土木工事業	(2) 32	(1) 41	-9	-22.0%
	建築工事業	(1) 61	60	1	1.7%
	うち木造家屋建築工事業	22	19	3	15.8%
	その他の建設業	(1) 21	5	16	320.0%
鉄道・道路旅客業	6	10	-4	-40.0%	
道路貨物運送業	(2) 121	90	31	34.4%	
陸上貨物取扱業	2	3	-1	-33.3%	
港湾運送業	2	5	-3	-60.0%	
農業	8	15	-7	-46.7%	
林業	(2) 37	32	5	15.6%	
畜産・水産業	13	14	-1	-7.1%	
商業	(1) 77	(2) 77			
金融広告業	13	11	2	18.2%	
映画・演劇業					
通信業	14	15	-1	-6.7%	
教育研究	4		4		
保健衛生業	61	49	12	24.5%	
接客娯楽業	41	49	-8	-16.3%	
清掃と畜	(1) 26	30	-4	-13.3%	
官公署	1	1			
その他の事業	(1) 38	23	15	65.2%	

平成22年死亡災害発生状況一覧表

愛媛労働局

番号	所轄署	発生日時	業種	被災者			発注者	発生状況	事故の型 起因物
				性別	年齢	職種			
1	松山	1月8日 16時00分	03-03-01 電気通信工事業	男	64	土工	市	労働者5名にて防災無線用の支柱の据付作業中、支柱の先端部となる8・9基目（結合済）の部材取付けのため、支柱にマスト（伸縮式はしご）を結束し、当該マストの先端部に滑車を掛けてワイヤロープの先をドラグショベルに固定して当該部材を吊り上げていたところ、部材が傾くと共に、マストの中央付近が部材の荷重により折れたため、被災者が折れたマストと共に高さ約11mの位置から地面に墜落し、被災したものである。	01 墜落・転落 219 その他の 動カクレーン等
2	新居浜	2月10日 9時00分	15-01-02 産業廃棄物処理業	男	25	作業員・ 技能者	—	フラフ燃料（紙くず、繊維くず、廃プラスチックをフィルム状に破碎し燃料化したもの）製造工程において、原料（廃プラスチック）をはい積みしていた近くで清掃作業中の被災者に、はい（1.2m×1.2m×0.9m、重さ340kg）2個が落下し、被災者に当たったもの。	04 飛来・落下 611 荷姿の物
3	宇和島	2月15日 22時30分	03-01-06 道路建設工事業	男	56	管理者	国	国道56号線から宇和島道路への進入道路（松山方面行き上り車線）において、道路舗装工事のためのアスファルト路面剥ぎ取り作業準備のため、道路内でスプレーによるマーキングを行っていた労働者（現場代理人）が、津島方面から後退してきたダンプトラックの左後輪に轢かれ即死した。災害発生時は、工事のため作業現場の道路は通行止めとしていた。	07 はさまれ・ 巻き込まれ 221 トラック
4	新居浜	3月24日 12時25分	04-03-01 一般貨物自動車運送業	男	61	貨物自動車 運転者	—	トレーラーのトラクター（牽引車）とシャーシ（被牽引車）の接続作業中、本体の接続の後、エアホースをつないだところ、ゆるい傾斜のため車体が動き出し、慌てて運転席に乗り込もうとした被災者が、他のトレーラーとの間に挟まれ死亡した。	07 はさまれ・ 巻き込まれ 221 トラック

平成22年死亡災害発生状況一覧表

愛媛労働局

番号	所轄署	発生日時	業種	被災者			発注者	発生状況	事故の型 起因物
				性別	年齢	職種			
5	新居浜	4月6日 12時15分	06-02-09 林業	男	41	作業員・ 技能者	愛媛県	被災者は同僚と共に間伐作業を行っていたものであるが、正午を過ぎても休憩場所に被災者が戻ってこなかったため、同僚が捜しに行ったところ、落石で胸部を挟まれている被災者を発見した。	04 飛来・落下 711 地山・岩 石
6	宇和島	4月29日 3時55分	17-02-09 その他の運転者	女	59	その他の 運転者	—	被災者は、社用車を運転して同僚が代行運転する顧客の車を追走していたところ、警察車両に追跡されていた車が後方から被災者の車を追い越そうとした際に対向車線側の電柱に激突し同車は大破した。その際、大破した車の発電機（約5kg）が飛んで被災者の運転する車を直撃したものの。	17 交通事故 (道路) 231 乗用車、 バス、バイク
7	松山	5月31日 14時40分	03-01-06 道路建設工事業	男	63	車両系建 設機械運 転者	—	被災者が一人で、ドラグ・ショベルを使用して、作業道（幅員約4.5m）の開設のため、掘削及び立木の取り除き作業をしていたところ、路肩が崩れ、ドラグ・ショベルとともに約30m下の既設林道まで転落し、立木の中に身体を挟まれた状態で発見されたもの。	01 墜落、転落 142 掘削用機 械
8	今治	7月5日 5時12分	08-02-05 新聞販売業	男	61	商業	—	バイク(50cc)により新聞配達を行っていた労働者が、県道沿いの配達先に新聞を配達した後、バイクに乗り駐車場から国道に進入したとき、県道156号を右側より直進してきた軽四ワゴン車に激突されたもの。	17 交通事故 (道路) 231 乗用車、 バス、バイク

平成22年死亡災害発生状況一覧表

愛媛労働局

番号	所轄署	発生日時	業種	被災者			発注者	発生状況	事故の型 起因物
				性別	年齢	職種			
9	松山	7月5日 9時30分	03-02-09 その他の建築工事業	男	61	屋根ふき 工	民間	同僚等3名で工場建屋のスレート屋根の雨漏り補修の事前点検のため屋根に上がって確認作業を行っていた。点検箇所は数力所あり、点検箇所の移動の際には母屋等の屋根の構造梁を伝って移動していたが、構造梁の間隔を見誤りスレート部に足をかけスレートを踏み抜き、約9.3m下の鉄筋部材等の上に墜落し被災したものの。	01 墜落、転落 415 屋根、はり、もや、けた、合掌
10	八幡浜	7月9日 14時39分	06-02-09 その他の林業	男	20	その他の 作業者	民間	6名で下刈作業中、刈払機で下草を刈りながら移動していた際、被災者から1.7m離れた位置で作業していた隣の労働者の刈払機の刃が杉の木に触れて反発し、その際刃が被災者の右大腿部にあたり被災者は出血性ショックにより死亡した。	08 切れ、こすれ 169 その他の一般動力機械
11	八幡浜	7月9日 0時00分	04-03-01 一般貨物自動車運送業	男	59	貨物自動車 運転手	—	被災者は、会社所有の大型トラック（最大積載量12.3トン）を運転し、大阪府の事業場で荷を積み込み、配送先となる栃木県にある事業場に向かった。途中、長野県の中央自動車道西宮線上り線を走行中、上飯田バス停付近にて、仮眠のため停車中であった大型トラックに追突し胸部打撲により死亡した。	17 交通事故 (道路) 221トラック